

食品衛生基準科学研究費補助金等に係る歳出予算 の繰越しの取扱いについて

令和6年4月16日
総務課長決定

1 趣旨

本取扱いは、食品衛生基準科学研究費補助金及び食品衛生基準行政推進調査事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由に基づき年度内に補助事業が完了しない見込みのあるものについては、消費者庁長官を通じて財務大臣へ繰越しの承認要求を行い、財務大臣の承認を得た上で、補助金を翌年度に繰越して執行することができることを定めるものである。

2 繰越制度

（１）歳出予算の繰越しの制度は、歳出予算の性質及び会計年度独立の原則に対する特例であるので、研究事業を行う個人又は法人（以下「研究者等」という。）からの申請に基づき消費者庁長官を通じて財務大臣へ繰越承認要求を行い、財務大臣の承認を得る必要があること。

（２）歳出予算の繰越しに当たっては、消費者庁長官が翌年度にわたって支出すべき債務を負担することとなることから、繰越した補助金は翌年度予算により実施する補助金と区分して使用する必要があること。

3 繰越の対象

繰越の対象となるのは、交付申請書において確認できる研究計画であって、交付決定時には予想し得なかった要因による、研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画に関する諸条件、気象の関係及び資材の入手難その他のやむを得ない事由により、当該事業にかかる補助金を繰越す必要が生じた場合であり、かつ、翌年度内に完了する見込みのあるものであること。（別紙1参照）

4 繰越しの手続（別紙2参照）

（１）事前相談

① 研究者等は、上記3に掲げる繰越しの対象となる事由が生じたと考えら

れる場合には、当分の間、消費者庁食品衛生基準審査課に事前に相談すること。その際、対処の方法として補助金の繰越し以外に方法がないこと、年度内の執行が不可能であること、かつ当該補助金が補助事業の目的の変更を伴わないこと等について説明すること。

なお、補助金を事務委任している所属機関の長に併せて事前相談の状況を説明しておくこと。

- ② 消費者庁から財務省への繰越明許申請の手続の期限は当該年度の3月31日限りとなっているが、手続きには相当の期間が必要であることから、繰越の事由が生じた後速やかに上記①の事前相談を行うこと。

(2) 繰越明許申請

- ① 事前相談に際して研究者等は、箇所別調書及び理由書（翌債承認に係るもの）（別添様式1。以下「箇所別調書」という。）に事前相談と記した上で、消費者庁食品衛生基準審査課に提出すること。その際の繰越額は予定額で差し支えないが、その調整に当たっては次の事項を明らかにすること。

- ・ 交付申請書において確認できる研究計画部分に係る経費であること
- ・ 当該研究計画と繰越事由との関係
- ・ 当該経費を繰越さなければ補助事業を完了することができない理由
- ・ 算定根拠
- ・ 補助事業の完了予定時期

- ② 研究者等は、繰越額を決定した上で、箇所別調書（別添様式1）を提出し、消費者庁及び財務省における繰越明許の審査及び承認と並行して、消費者庁食品衛生基準審査課からの返還通知に従い、既に交付された補助金のうち繰越相当額を消費者庁に一時的に返還すること。

なお、繰越承認後に繰越額を超えた場合には、新たに繰越明許申請手続が必要となるので十分留意すること。

- ③ 間接経費が交付されている補助事業については、原則、繰越額にかかる間接経費相当額（交付された間接経費を直接研究費で除して得られた割合を繰越額に乗じて得られた額）も返還することとなるので、所属機関の長に事前に説明しておくこと。

- ④ 箇所別調書に基づく審査の結果、繰越しが承認されなかった場合、一旦返還された補助金は再交付しない。

5 繰越経費執行の留意点

- (1) 上記4 (2) により返還された補助金（間接経費を含む）は、翌年度に、

繰越経費支払請求（別添様式 2）に基づき交付する。

- （2）翌年度にわたって補助事業期間を延長し、繰越した経費により補助事業を行う際、繰越された経費による補助事業（以下「繰越補助事業」という。）と、翌年度において繰越補助事業と同一の研究課題が継続補助事業（以下「継続補助事業」という。）となった当該継続補助事業は、同一年度（翌年度）に実施される補助事業ではあるが、本来別々の事業であることから、上記 2（2）について十分留意すること。
- （3）繰越補助事業に係る経費を除いた本年度に実施される補助事業の実績報告書は、翌年度の 4 月 30 日までに会計年度終了後に報告する実績報告書として提出し（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 14 条後段）かつ、翌年度に実施される繰越事業を含む本年度からの補助事業全体の実績報告書については、改めて、翌々年度の 5 月 31 日又は当該事業の終了後 61 日が経過する日のいずれか早い日までに消費者庁長官に提出すること。（同法第 14 条前段）

したがって、例えば、翌年度において繰越補助事業を行う際、別途、継続補助事業がある場合には、①繰越補助事業を除く本年度の事業実績報告書等、②繰越補助事業を含む本年度からの補助事業全体の事業実績報告書等及び③継続補助事業の事業実績報告書等をそれぞれ消費者庁長官に提出することとなる。

なお、事業実績報告書等は、食品衛生基準科学研究費補助金等取扱細則において定めている様式により提出すること。

6 再繰越

繰越した経費の再繰越しは、原則認めない。

食品衛生基準科学研究費補助金等における繰越し事由の具体例

1 研究に際しての事前の調査

〇〇の材料に関する研究を行うに当たって、これに用いる関連材料について、当初の計画においては予見し得なかった新材料が他の研究グループにおいて開発されていることが〇月に判明したため、これを用いるに際し、その材料について事前に解析・調査を行う必要が生じ、研究が〇ヶ月遅れ、年度内完了が困難となった。

2 研究方式の決定の困難

〇〇〇〇〇〇〇〇〇研究計画遂行中の各段階で関連する〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇研究の動向を適切に取り込んでいく必要があるが、当初予見し得
なかった新たな〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が発生し、そのため〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇を詳細にわたって再調査し、研究方法を決定する必要が生じたため、
これらに不測の日時を要し、年度内に研究を完了することが困難になった。

3 計画に関する諸条件

〇〇に関する国際シンポジウムを〇月に開催する予定でいた。その際、海外招へい研究者に講演を依頼し、また本人からの同意を得ていたが、開催直前になって自己都合により欠席することとなった。この研究者は〇〇の研究に関し国際的に著名な研究者であり、同研究者の講演無しにシンポジウムを開催することはできないため、翌年度にシンポジウムを延期し、再度日程調整等の必要が生じたことから、年度内完了が困難となった。

予定していた〇〇研究機関に所属している研究者の研究が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の事故により、〇ヶ月延期してほしい旨依頼があり、年度内に研究を完了することが困難になった。

〇〇月に開催されたシンポジウムにおいて、研究成果の発表を行ったが、その時の参加者との意見交換において、当初の研究計画において行おうとしていた研究の一部について、別の研究グループが既に行っており、その

当初の研究計画は〇〇について卓越した技量を持った研究者である〇〇研究者（研究協力者）に参加頂くこととしていたが、〇〇研究者（研究協力者）の所属先研究機関での研究に予期しない重大な遅延が生じ、当該研究への参加が遅れてしまい、〇〇研究者が担当する実験が半年間まったく出来なかったため、全体の研究計画の進捗が遅れ、当初の研究計画を変更する必要が生じ、年度内完了が困難となった。

研究を実施していく中において、〇〇の事象が生じたことで当初予定していた成果が得られないことが判明したため、当初の研究計画を変更する必要が生じたことにより、その調整に予想外の日数を要したため、年度内の完了が困難となった。

4 気象の関係

5 資材の入手困難

5

いたが、発注先の〇〇〇会社が〇〇〇〇〇により被害を受け、その復旧に予想以上の日数を要し、当該機器の納入が〇ヶ月遅れることとなり、年度内に研究を完了することが困難になった。

当初の研究計画を実施する上で不可欠であった装置の一部が〇〇月に故障し、部品を交換しなければならなくなったが、当該部品が特注品であるため、納品まで〇ヶ月を要し、翌年度にならなければ納品、据え付けができないことから、年度内完了が困難となった。

飼育室で飼っていた〇〇匹のトランスジェニックマウスのうち、〇〇匹が伝染病に感染し、当該年度の実験に必要なマウスを確保することができなくなった。当該マウスは特殊な遺伝子操作を行ったものであるため、他からの入手に手間取り、当初の研究計画で予定していた実験の一部が遅れ、年度内完了が困難となった。

圃場において栽培していた実験用植物が夏場の高温により病虫害の被害を受け、実験に用いることができなくなったが、これに代わる実験用植物の他からの入手が遅れたため、当初の研究計画において予定していた実験の一部の年度内完了が困難となった。

食品衛生基準科学研究費補助金等における繰越等手続概要

